

放課後児童クラブの過密化解消について

1 放課後児童クラブの過密化

➤ 面積基準の考え方

- ・児童1人につきおおむね1.65㎡以上の専用区画面積を確保する必要がある
- ・専用区画面積は、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画であり、体育館などの体を動かす遊びや活動を行う場や事務室、便所等は含まない。
- ・既存施設については当分の間は経過措置の適用あり

➤ 札幌市の状況

- ・登録児童数の増加により1人あたりの専用区画面積が1.65㎡を下回る児童クラブがあり、経過措置の適用にはなるが、子どもが健やかに育つ環境として課題があった。
- ・子どもが健やかに育つ環境を整備するため、小学校区単位での過密化解消の取組を実施

2 過密化解消の取組状況

➤ 取組内容

- ・児童会館の体育室を運動のほか生活の場としても使用可能なスペースとなるよう対応
- ・教室改修によるミニ児童会館の専用区画面積拡大
- ・放課後等に使用していない小学校の諸室を借用し、専用区画として活用
- ・過密化校区に新規開設する民間放課後児童クラブへの助成実施

➤ 過密化解消の状況

- ・過密化している小学校区数

H27：75カ所、H28：86カ所、H29：28カ所、H30：0カ所（予定）

3 課題

ミニ児童会館は2教室分（約130㎡）を基本に整備しており、専用区画面積が少ない。また、学校内にあり利用児童が多く、増加傾向にあることから過密化しやすい。